

## 第3回 総会議事録

1 開催の日時 令和5年9月28日(木) 午後3時00分～午後4時00分

2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 防災センター

### 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第20号 農地法第3条の規定による許可指令所の取消の取消について

議 第21号 農地法第3条の規定による許可指令所の取消について

議 第22号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第24号 非農地確認について

議 第25号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第4号 会長専決処分の報告

報告第5号 事務局長専決処分の報告

### 4 出席委員(18名) 欠席委員(1名)

1番 小村 伸吾 (出)	2番 吉岡 雅裕 (欠)	3番 角田 正紀 (出)
4番 足立 裕子 (出)	5番 伊藤 和明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 清原 昭 (出)	8番 磯部 美津子 (出)	9番 古藤 俊光 (出)
10番 渡部 文明 (出)	11番 宮廻 彰夫 (出)	12番 永江 りえ (出)
13番 勝田 達雄 (出)	14番 矢野 秀行 (出)	15番 松本 喜次 (出)
16番 石原 一男 (出)	17番 岸本 定朝 (出)	18番 森口 順子 (出)
19番 三島 進 (出)		

### 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	永井 秀之	農地係主任主事	石原 裕子
農地係長	松浦 孝	農地係主事	岸本 康作
農地係主任	佐藤 努		

## 6 会議内容

- 議長 (三島会長) 定刻になりました。総会に入る前に、事務局から連絡事項がありますので、説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議事の前に、議案の削除がございます。議案の削除は、11 ページの農地法第5条許可の番号54番の案件です。許可申請書に添付する書類の一部が未提出のため、本日の総会での審議を取りやめるものです。従いまして、番号54番は削除させていただきます。
- 議長 それでは、ただ今から第3回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、2番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19名のうち、18人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。5番委員、6番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事と岸本主事をお願いします。それでは、議事にはいります。
- 事務局 議第19号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。それでは、議第19号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて農地法第3条説明資料をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は2件3筆で、いずれも所有権移転の案件です。
- はじめに、32番の案件についてご説明いたします。申請は、大庭町の田1を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のためです。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自作地として耕作するためです。受人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
- 最後に33番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町の畑2筆を贈与するものです。譲渡人は、ご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足です。譲受人は、ご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利のためです。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械をされております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
- 以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程よろしく願いいたします。
- 議長 3番委員 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
- 議長 3番委員 いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。
- 議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
- (なしの声)
- 議長 ないようでございますので、採決いたします。議第19号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 ご異議なしということですので、議第19号は、原案のとおり許可することに決めます。

議 長 次に議第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可指令書の取消の取消について」を上程します。なお、番号 1 番は、議第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可指令書の取消について」の番号 1 番と関連する案件でございます。よって、議第 21 号の番号 1 番と併せて先議したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 21 号の番号 1 番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。

事 務 局 失礼いたします。議第 20 号、「農地法第 3 条の規定による許可指令書の取消の取消について」と議第 21 号、「農地法第 3 条の規定による許可指令書の取消について」については、関連があるため、一括してご説明いたします。

議案につきましては、お手元の議案 3 ページが議第 20 号、「農地法第 3 条の規定による許可指令書の取消の取消について」で、議案 5 ページが議第 21 号、「農地法第 3 条の規定による許可指令書の取消の取消について」でございます。

これら 2 つの議案提出に至るまでの経緯について、新しい委員もおられますので、最初からご説明いたします。

両面刷りの議案説明資料「農地法第 3 条説明資料・許可指令書の取消の取消について」をご覧ください。

まずは、①についてですが、令和 3 年 6 月 28 日の定例総会の議題 70 号「農地法第 3 条許可（所有権移転）」として、記載のとおり、宍道町上来待の 2 筆について、譲渡人、譲受人それぞれご覧の内容で審議し、許可することを議決していただきました。

次に、②で、令和 4 年 12 月 27 日に開催された定例総会において、議第 176 号「農地法第 3 条の規定による許可指令書の取消」について審議し、取消理由を「農地法第 3 条許可申請に瑕疵があったため。」と説明し、議決いただきました。

しかし、その説明に不備があったことから、資料の次の③の「②の取消（議第 20 号）」のとおり、本総会において、「農地法第 3 条の規定による許可指令書の取消の取消」について議決を求めるものであります。

そして、③の議決をいただいた後、④の「上記の取消後、再度①の取消（議第 21 号）」のとおり、新たな取消理由「申請者（渡人）の一切関与しない申請であるとの申し出があったため」として、議決を求めるものであります。

流れについては、以上の説明資料のとおりですが、詳しい説明として、②の令和 4 年 12 月 27 日の総会において、許可を取消すことを議決いただいた時の事務局からの説明について、総会議事録を読み上げさせていただきます。

「申請書「対価、賃料等の額」の内容について、申請内容は 0 円（贈与）でしたが、渡人の意向は有償であったということが、許可後に渡人から報告を受けました。その報告を受け、事務局が申請者代理人に確認したところ、申請内容が間違っていることが分かりました。その後受人にも内容を説明したところ、受人は贈与でなければ所有権の移転は行わないとのことでした。その後、渡人受人、両者ともに取消の要望がございました。以上のことから、農地法第 3 条の許可申請に瑕疵があったことから令和 3 年議第 70 号のうち 14 番の申請に対して行った許可指令書の取り消しを行うものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。」と説明いたしました。

その後の審議において、委員より、「農地法第 3 条の許可申請にどのような瑕疵があったのか伺う。」というご質問がありました。これに対し、事務局は、「令和 3 年 6 月 28 日に定例総会において審議された申請内容は、売買価格が無償とのことでしたが、

事務局 実際は有償であったというものです。」とお答えしました。このようなやり取りの後、許可指令書を取り消すとの議案が可決されました。

このように、事務局は、売買価格が無償ではなく有償であった点を申請の「瑕疵」ととらえ、許可指令書を取り消す必要があると考えたわけですが、許可の通知後、渡人から、「自分は許可申請に一切関与していない」との申し出を受けていました。そのため、本来は、こうした渡人からの申し出の内容について、総会の場で、事務局から具体的に説明をし、その上で許可の取消について審議していただく必要がありました。

令和4年12月27日の総会の後、渡人、受人に取消通知を行ったところ、渡人から、「取消をせざるを得ない理由は、申請に瑕疵があったためではなく、自分が一切関与していない申請であることである。」とのご意見をいただき、取消理由においてその点を明確に記載するよう求められています。

これを受け、事務局において渡人から送付された文書を再度確認・精査したところ、取消を行うに当たって前提となる事実関係に関する事務局の説明に不備があり、本来は「申請者（渡人）の一切関与しない申請である」とすべきであったことから、③の許可指令書の取消の取消について議決をいただき、再度、渡人からの申し出に基づく理由により、④の許可指令書の取消について議決をいただきたいと考えた次第です。

このようなことになりましたことに関しまして、事務局としてお詫び申しあげます。ご審議のほど、よろしく願い申しあげます。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

13番委員 先ほど説明があった中で、一切関与していないということでしたが、有償無償の話はどのようにしてまとめられたのか伺う。

事務局 関与していないということを所有者本人より申し出がありまして、有償無償の話は、事務局が受人の仲介の方から事情を聞いたところ、有償無償の話をお伺いしたため、その意見をまとめたものです。

13番委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

5番委員 代理人の方が当時ご提出されたとのことですが、それを受け付けないことはできないか伺う。

事務局 所有者本人の名前で押印がございましたので、事務局としましては受け付けないということではできませんでした。今回その所有者本人から手紙にて取消の申出がございましたので、この度総会に上程をさせていただいております。

5番委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。

議第20号の番号1番と議第21号の番号1番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第21号の番号1番と議第21号の番号1番は、原案のとおり許可することに決めます。

次に議第22号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

議第 22 号、今月の農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 8 ページと併せて、農地法第 4 条の説明資料の 1 ページをご覧ください。

初めに、4 条 13 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は菅田町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、駐車場及び進入路です。転用面積は 221 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 221 m<sup>2</sup>です。事業計画ですが、隣地に自己用住宅を建築するため、申請地を整備して自家用車及び来客用の駐車場と自宅への進入路として整備するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に 4 条 14 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の 1 筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、農業用倉庫及び農業用ハウスです。転用面積は 1,903 m<sup>2</sup>の内 883.87 m<sup>2</sup>、所要面積も同様の 883.87 m<sup>2</sup>です。事業計画ですが、申請者が現在所有する農業用倉庫及び農業用ハウスは、●●●に伴う土地収用により移転する必要が生じたため、申請地に建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に 4 条 15 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町今宮の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている区域内にある農地であることから、第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、庭及び住宅敷地です。転用面積は 33 m<sup>2</sup>、所要面積は隣接する宅地と併せて 283 m<sup>2</sup>です。事業計画ですが、申請地を庭及び住宅敷地として整備するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に 4 条 16 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町林の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、おおむね 10ha 以上の連担した農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、時期は不明ですが、農振除外済みです。転用目的は、農業用施設です。許可該当条項は、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号で農業用施設の設置に該当します。転用面積は 329 m<sup>2</sup>、所要面積は隣接する宅地と併せて 515.05 m<sup>2</sup>です。事業計画ですが、申請地に農業用倉庫と車庫を建築するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に 4 条 17 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の 3 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であるため第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、庭、駐車場及び車庫、倉庫です。転用面積は 445 m<sup>2</sup>、所要面積は隣接する雑種地と併せて 481 m<sup>2</sup>です。事業計画ですが、庭、駐車場の整備及び車庫、倉庫を建築するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しな

事務局	局長	いものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議	員	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
3番	委員	いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
5番	委員	4条14番の転用目的が農業用倉庫と農業用ハウスとのことですが、農業用ハウスとはどのようなものなのか伺う。
事務局		説明がわかりにくく大変申し訳ございませんでした。ここでの農業用ハウスとは、ハウスの中で何かを栽培するものではなく、肥料を保管したり、機械を入れたりなど実際の農作業以外で使用するハウスです。
5番	委員	分かりました。ありがとうございます。
議	長	ほかにございませんか。
15番	委員	追認案件が多いようですが、何か違反転用を減少させる案は考えられているのか伺う。
事務局		現在、農業委員会だより「あさつゆ」に違反転用についての記事を掲載させていただいております。また、ほかの周知方法等を検討しております。
15番	委員	分かりました。ありがとうございます。
議	長	ほかにございませんか。
議	長	(なしの声) ないようでございますので、採決いたします。
議	長	はじめに、議第22号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号16番以外について、採決いたします。
議	長	議第22号のうち、番号16番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声) ご異議なしということですので、議第22号のうち、番号16番以外は、原案のとおり許可することに決めます。
議	長	次に、議第22号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号16番について採決いたします。
議	長	議第22号のうち、番号16番について、原案とおおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声) ご異議なしということですので、議第22号のうち、番号16番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。
事務局		次に議第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局		議第23号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の11ページと併せて、農地法第5条の説明資料の11ページをご覧ください。
事務局		初めに、5条52番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、作業用道路で

す。転用面積は90㎡、所要面積も同様の90㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、隣接する法面の草刈りのための作業用道路として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条53番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町佐陀本郷の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、鹿島支所が300m以内にあることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用区域外です。転用目的は、駐車場及び倉庫です。転用面積は427㎡、所要面積も同様の427㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、駐車場の整備及び倉庫を建築するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条55番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町遅江の3筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、時期は不明ですが、農振除外済みです。転用目的は、駐車場及び公衆用道路です。転用面積は298㎡、所要面積も同様の298㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して、自宅駐車場、駐車場への進入のための公衆用道路とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、本案件は8月30日の総会にて審議し許可した案件の、譲受人を変更したものです。総会后、許可書の交付前に譲受人が死亡した旨の連絡を受けたため、譲受人を配偶者に変更しあらためて審議することとなりました。

次に、5条56番について説明いたします。借借人、貸貸人はご覧のとおりです。転用場所は大草町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用区域外です。転用目的は、資材置場です。転用面積は1,249㎡、所要面積も同様の1,249㎡です。権利の種類は借借権の設定です。事業計画ですが、申請地を資材置き場として整備するものです。追認案件となるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条57番について説明いたします。借借人、貸貸人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町下意東の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用区域外です。転用目的は仮設事務所及び資材置場です。転用面積は765.17㎡、所要面積も同様の765.17㎡です。権利の種類は借借権の設定で、一時転用期間は令和6年1月30日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴い、仮設事務所及び資材置場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条58番について説明いたします。借借人、貸貸人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町揖屋の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用区域外です。転用目的は資材の仮置場です。転用面積は1,856㎡、所要面積は隣接する雑種地と併せて2,655㎡です。権利の種類は借借権の設定で、一時転用期間は令和6年2月29日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴う資材の仮置場として一時転用するものです。事業の

事務局

詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条59番について説明いたします。借借人、貸貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用目的は現場事務所及び資材の仮置場です。転用面積は1,343㎡、所要面積も同様の1,343㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和7年3月31日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴い、仮設事務所と倉庫を設置し資材置場として一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条60番について説明いたします。借借人、貸貸人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町西来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他地域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は資材置場です。転用面積は4,106㎡、所要面積も同様の4,106㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を資材置き場として整備するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に、5条61番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は大野町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。許可該当条項は、農地法施行令第4条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用目的は現場事務所です。転用面積は298㎡、所要面積も同様の298㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和6年4月30日までです。事業計画ですが、申請地を●●●●工事に伴い、現場事務所を設置するために一時転用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

3番委員

いずれの案件についても、事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。

議長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

7番委員

追認案件は、始末書を提出すると違反転用がすべて許されてしまい、全く原状回復等を行われないのかどうか伺う。

事務局

追認案件に関しては、違反転用であることには変わりございません。そこで、申請者より始末書を提出していただき、事の経緯を把握し、転用される前の状況と経緯を総合的に審査し、致し方ない理由であるのかどうかを含め、許可不許可の判断を行っていただきます。始末書を提出すればすべての案件が許されるというものではございません。不適切と認められる場合には原状回復を指導する場合もございます。

7番委員

分かりました。ありがとうございます。

議長

ほかにご覧ありませんか。

(なしの声)

議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。</p> <p>はじめに、議第 23 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号 60 番以外について、採決いたします。</p> <p>議第 23 号のうち、番号 60 番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 23 号のうち、番号 60 番以外は、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第 23 号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号 60 番について採決いたします。</p> <p>議第 23 号のうち、番号 60 番について、原案とおりの許可相当であると確認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 23 号のうち、番号 60 番は、原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。</p> <p>次に、議第 24 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	局	<p>それでは、議第 24 号、非農地確認についてご説明いたします。お手元の議案と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は 4 件 5 筆です。</p> <p>はじめに、16 番から 18 番の案件は、申請場所が近いので、まとめてご説明いたします。土地の所在は、上宇部尾町の市街化調整区域、農用地区域外の畑 4 筆です。申請人は、それぞれご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道朝酌上宇部尾線と市道上宇部尾 11 号線の交点から南東に約 40 メートルの地点に位置する 1 筆、市道朝酌上宇部尾線と市道上宇部尾 11 号線の交点から南に約 120 メートルの地点に位置する 2 筆、さらにそこから南に約 40 メートル進んだ地点に位置する 1 筆の計 4 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、8 月 28 日に本庄地区農業委員と事務局で現地確認を行いました。昭和 35 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。</p> <p>続いて、19 番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、八束町江島の都市計画区域外、農用地区域内の田 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。申請地は、市道入江江島線と市道江島 12 号線の交点から南東に約 40 メートルの地点に位置する 1 筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、8 月 17 日に八束地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。平成 19 年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の雑木林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。</p> <p>以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 24 号は、原案のとおり確認する</p>

議	長	<p>ことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 24 号は原案のとおり確認することに決めます。</p> <p>次に議第 25 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務	<p>局</p> <p>それでは議第 25 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画についてご説明をいたします。相対契約について、利 1、2 は生馬地区、新規案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田 0.00 m<sup>2</sup>、畑 845.00 m<sup>2</sup>、計 845.00 m<sup>2</sup>になります。転貸契約について、転 1 から 3 は秋鹿地区、新規案件です。ワイン用のぶどう栽培を計画されています。転 4、5、6 の 4 筆は川津地区、新規案件です。転 6 の 4 筆、7、8 は朝酌地区、新規案件です。転 9 は持田地区、新規案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 19,853.00 m<sup>2</sup>、畑 1,373.00 m<sup>2</sup>、計 21,226.00 m<sup>2</sup>になります。以上、ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 25 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 25 号は原案のとおり決定することに決めます。</p> <p>次に、報告に入ります。報告第 4 号「会長専決処分の報告書」のうち「諮問一覧」、報告第 5 号「事務局長専決処分の報告書」を一括でお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(報告)</p>
事	務	<p>局</p> <p>長</p> <p>続いて、報告第 4 号「会長専決処分の報告書」のうち「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する審議結果について」ですが、これは 8 月総会議第 18 号で農政委員会に審議をお願いしたものです。農政委員会から審議結果の報告をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(審議結果報告)</p>
6	番	員
議	長	<p>それでは事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(議案説明)</p>
事	務	<p>局</p> <p>長</p> <p>報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。</p> <p>以上で議事を終了しましたので、第 3 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。</p>